



アンチドーピングと薬剤師

みなさんはドーピングという言葉を知っていますか？「有名な選手がドーピング検査に引っかかり、大会に出られなくなった」などというニュースなどから、「なんとなく知っている」という方もいらっしゃると思います。今回はドーピングと薬剤師の関わりについてご紹介します。



●ドーピングとうっかりドーピング

ドーピングとは競技能力を高めるために薬物などを使用することで、スポーツにおいて厳しく禁止されています。ドーピングは、公正さを基本とするスポーツ競技において重大なルール違反であるというだけではなく、選手の健康自体にも影響を及ぼす可能性のある危険な行為です。ドーピング検査で禁止物質が検出されれば、治療目的であっても制裁が課せられることもあります。そのため、ルールをよく理解しておくことが必要です。

しかし、このドーピングは故意に行われるものだけではなく、“うっかりドーピング”といわれるものもあります。これは、禁止物質入りの市販薬やドリンク剤をそうとは知らずにうっかり服用してしまうことです。競技能力を高めることを意図していなかったとしてもこれもドーピング違反とみなされ、記録抹消や競技大会への出場停止などの厳しい処分が下されます。日本のドーピング違反のほとんどは、選手が体調を整えるために安易に市販薬やドリンク剤を服用することにより起こる“うっかりドーピング”です。このような現状をふまえ、“うっかりドーピング”を回避する、また逆にドーピング禁止物質を含まない、使用可能な薬に関する情報を提供できるような体制を整備するべく、薬剤師とスポーツ界との協力体制が始まりました。

●ドーピング検査について

ドーピング検査は、競技者から採取した尿や血液を、国際的に統一された手順にそって世界ドーピング防止機構（WADA）の認定分析機関にて分析することでおこなわれます。また、競技会において実施される競技会検査と、それ以外の競技会外検査の2種類に分けられます。

スポーツ上で禁止されている物質や方法については、WADAの禁止表に記載されており、常に禁止される物質と方法(競技会(時)および競技会外)、競技会検査で禁止対象となる物質と方法、特定競技において禁止される物質の3つに分類されます。ただ、この表には成分名のみが記載されており、具体的にどのような市販薬や医療用医薬品が禁止物質を含むのか、どのような薬剤は使用が可能なのかが明確でないのが現状です。

●ドーピング禁止物質にはどのような薬があるか？

ドーピング禁止物質の代表例として、男性ホルモン剤、筋肉増強剤やステロイドなどが挙げられますが、この他にも市販薬や病院から処方される医療用医薬品の中には禁止物質を含むものがあります。例えば、市販の総合感冒薬の多くに含まれる鎮咳剤のメチルエフェドリン、漢方薬の葛根湯などの成分のマオウ(麻黄)に含まれるエフェドリンです。これらはドーピングの基準では興奮剤として使用が制限されています。また、医療用医薬品のうち、気管支喘息の治療で用いられる吸入薬(β_2 作用薬)は、サルブタモール、ホルモテロール、サルメテロール、ビランテロールの添付文書上の用法・用量に準じた使用を除いて、禁止物質に指定されています。その他にも糖尿病薬であるインスリン類、乳癌の治療に用いられるホルモン調節薬であるアナストロゾールやエキセメスタンなども禁止物質です。ただし、治療のために禁止物質がどうしても必要な場合は、原則として大会の30日前までに治療目的使用に係る除外措置を申請することができます。

日本アンチドーピング機構(JADA)は、日本薬剤師会と連携し、「公認スポーツファーマシスト」制度を2009年に発足しました。「スポーツファーマシスト」とは、最新のドーピング防止規則に関する情報・知識を持ち、競技者を含めたスポーツ愛好家などに対し、薬の正しい使い方の指導、薬に関する健康教育などの普及・啓発を通じて、スポーツにおけるドーピングの防止を主な活動とする薬剤師です。ホームページ(*)では、各都道府県のスポーツファーマシストの検索が可能で、お薬に関する相談をすることができます。スポーツ大会に出られる選手の方で、自身で購入した薬や処方された薬の使用に関して判断に迷う時には、ドーピングに詳しいスポーツドクターやスポーツファーマシストに相談をしてみましょう。

(*) スポーツファーマシスト・検索

: <http://www3.playtruejapan.org/sports-pharmacist/search.php>

